

大阪アジアントール規約

第一章 総則

(名称)

第1条

当クラブは「大阪アジアントールFC」と称する。

(基本理念)

第2条

- 当クラブは、サッカーを通して健全な心身を育成し、あわせて会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- 当クラブは、サッカー技術の向上、身体の健全な成長はもとより、社会の一員として責任ある態度と行動をもって活動する。

(組織)

第3条

当クラブは、大阪聴力障害者協会に加盟するスポーツクラブによって構成されている。

当クラブに入会するにあたり、各自の所属している協会・連盟のろうあ会員に各自で加入しなければならない。但し、健常者の会員はこの限りでない。

(事業)

第4条

第2条の目的を達成するため、当クラブは各事業に参加する。

- 日本ろうあ連盟、西日本ろう者サッカー協会主催のサッカー競技大会
- 日本ろう者サッカー代表関連行事（アジア太平洋ろうあ者大会・世界選手権、デフリンピック等）
- 西日本選抜関連行事
- その他、クラブとして参加することが有意義である行事、大会、合宿、リーグ戦等

(入会資格)

第5条

当クラブの会員は、本規約を遵守、励行し、かつサッカーを通してチームメートとの親交を図ろうとする者が入会を認められる。しかし、会員が社会的規律に反する行為をした場合には、当クラブは当該会員を退会させることができる。

健常者の入会希望は、会長・事務局長・監督・主将の協議により、入会の可否を問う。高校生以下の者の入会希望者は、入会届と保護者の同意書を会長に提出しなければならない。

体験は、1回500円とする。ただし高校生以下の者は体験1回目のみ無料とする。

2回目以降は、本チーム or アレグリアチームの入会可否を問う。

(活動)

第6条

練習は、原則として土曜日および日曜日に行うものとする。ただし、試合あるいは各種行事を行う場合等はこの限りではない。

(その他)

第7条

練習中、試合中および移動中の事故やケガ等については、当クラブでは一切責任を負わない。「スポーツ損害保険」の加入については、各自で手続きを行うものとする。

第二章 機関

(機関)

第8条

当クラブに下記の機関を置くものとする。

- 1 定期総会（以下「総会」とする。当クラブの最高決議機関であり、総括・活動方針・会計報告・役員変更・試合に関する討議、その他必要な事項を審議・議決する。総会は毎年12月に開催するほか、会長が必要と認めた場合に臨時に開催する。
- 2 当クラブの本年度役員は、総会の執行権を有し、会務を執行しなければならない。また、総会に対して責任を負う。

(議長)

第9条

総会は議長を設置するものとする。議長は出席者の中より会長の指名にて選出する。

(議決)

第10条

議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。しかし、委任状は、出席数に加えるが、議決権は与えない。

(※委任状は、やむを得ず総会を欠席する場合に必ず会長に提出しなければならない)

(選挙)

第11条

当クラブの役員および指導スタッフの選出にあたっては、出席者全員の選挙にて役員を決定することができる。

(休会・退会)

第12条

- 1 休会・退会する者は、総会の場で報告するものとする。
- 2 特別な事情等、やむを得ず総会の場で報告できない場合は休会・退会・入会届出書を必ず会長に提出しなければならない。それ以外の連絡・報告手段は無効とする。

(復会)

第13条

退会後の復会は認められない。ただし、特別な事情によっては復会を認めることができる。

(連絡)

第14条

練習および試合の欠席・遅刻は事前に監督に必ず連絡しなければならない。但し、ML（ライン）かつ電子スケジュール管理の登録で報告に代えることができるものとする。

第三章 役員・合議体

(役員)

第15条

当クラブに役員を置き、その職務は次のとおりとする。

- 1 会長を1名置き、当クラブの運営を統括する。
- 2 事務局を置き、練習及び試合日程等の報告や外部連絡（試合相手募集、入退会手続）等を行う。
- 3 会計長は、当クラブの会費・事務費・収入・支出等の会計を執行する。
- 4 その他、会務を執行するにあたって必要な役員があった場合は、総会の議決により設置することができる。

(指導スタッフ)

第16条

当クラブに指導スタッフを置き、その職務は次のとおりとする。

- 1 監督は、指導を統括する。
- 2 主将は、選手の総合責任者とし、かつ監督不在の場合は代理する。
- 3 副将は、主将を補佐し、かつ監督主将不在の場合は代理する。

(役員会)

第17条

役員及び指導スタッフで構成する役員会は定期的を開催する。総会審議事項および、当クラブ運営上で必要と認められる日常的な事項等を検討する。

(報酬)

(任期)

第18条

当クラブ役員の任期はすべて1年とし、再任できるものとする。

任期は、本年度の定期総会に始まり、来年度の定期総会をもって終了するものとする。

- 1 任期終了、辞任いずれの場合も後任者就任までその職を全うしなければならない。
- 2 任期内に欠員し補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 項目2において、事故、入院等による欠員が生じた場合はこの限りではなく、臨時役員会により後任者を決定するものとする（第8条の1にあたる）

(役員選出)

第19条

コーチは監督の指名により選出するものとする。

第四章 会計

(会計年度)

第20条

当クラブの会計年度は、本年度の定期総会に始まり来年度の定期総会をもって終了するものとする。

(経費)

第21条

当クラブの会計は会費、寄付金、及びその他の収入をもって支弁する。

(会費)

第22条

当クラブの会員は別に定める年会費を所定の方法により毎年1月末に納金しなければならない。

途中入会した場合は年会費を別に定めた方法により減額し納金するものとする。但し、大会参加費等の個人登録費が発生する場合は、別途徴収する。

納入した会費は返還しないものとする。

(延滞金)

第23条

当クラブ会費の納入が遅延した場合は一月ごとに千円を延滞金として納入しなければならない。

(会計監査)

第24条

当クラブの会計監査は、総会時に出席した全員が行い承認を得るものとする。

第五章 規約

(施行)

第25条

本規約は、総会で出席者の3分の2以上の承認を得た上で、その規約を施行する事ができる。

(改正)

第26条

総会において出席者の3分の2以上の賛成により、本規約を改正することができる。

(施行)

第27条

本規約は平成28年12月10日より施行する。